

千葉県耐震診断助成事業要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の耐震診断の実施及び耐震診断を行う者の登録に関し必要な事項を定め、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより耐震診断及び耐震改修の促進を図るとともに、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市に存し、次に掲げるすべての要件に該当する建築物をいう。
 - ア 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物で、一つ以上の居室があり、専用の出入口、台所、トイレがあるもの
 - イ 専用住宅又は併用住宅
- (2) 専用住宅 専ら居住を目的に設計し建設された建築物で、店舗、事務所、作業場等の用に供する部分がないものをいう。
- (3) 併用住宅 住宅及び住宅以外の用に供する部分がある建築物で、住宅の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上のものをいう。
- (4) 木造住宅 次に掲げるすべての要件に該当する住宅をいう。
 - ア 柱、梁等の主要構造部が木造で、在来の軸組工法によって建てられたもの
 - イ 地上階数が2以下で、一戸建てのもの。ただし、平面的な混構造及びスキップフロアのあるものは除く。
- (5) マンション 区分所有された建築物で、次に掲げるすべての要件に該当する住宅をいう。
 - ア 構造が、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造であるもの。ただし、旧建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣の認定が必要であった特殊な工法により設計・建設されたもの（平成17年7月5日付、国土交通省住宅局長通達「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について」において認定された基準又は指針の対象となるものを除く。）を除く。
 - イ 延べ面積が1,000㎡以上、地上の階数が3以上であるもの。
 - ウ 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの
- (6) 補助対象住宅 木造住宅については次のアの要件を満たすものをいい、マンションについてはアからウのすべての要件を満たすものをいう。ただし、木造住宅については、1補助事業者1棟に限り、マンションについては、1補助事業者1回に限り、千葉県耐震診断費補助事業、千葉県耐震改修費補助

事業若しくは千葉市耐震シェルター設置費補助事業により補助金の交付を過去に受けたもの又は都市計画法若しくは建築基準法に違反しているものを除く。

ア 昭和56年5月31日以前の耐震基準（以下「昭和旧耐震基準」という。）に基づき設計・建設されたもの

イ 区分所有者が現に居住する住宅の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの

ウ 建物の構造に係る設計図又は竣工図等（以下「構造関係図書」という。）があるもの

(7) 補助事業 この要綱及び千葉市耐震診断費補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に基づき、耐震診断を行う補助事業者に対し、市が補助金を交付する千葉市耐震診断費補助事業をいう。

(8) 補助事業者 次のいずれかに該当し、市からの補助金の交付を受けて当該住宅の耐震診断を行う者をいう。

ア 補助対象住宅が木造住宅の場合、当該住宅を自ら所有し、かつ居住している者で、市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない者。ただし、所有者が複数存在する場合には、他の所有者全員の同意を得られる者であること。なお、上記に規定する者がこの要綱により補助金の交付を受けることが困難であると、市長が認める場合は、その者の親族で補助対象住宅に居住する者をいう。

イ 補助対象住宅がマンションの場合、当該マンションの管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）

(9) 耐震診断 地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。

(10) 一般診断法 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「木造住宅耐震診断基準書」という。）に定められた一般診断法をいう。

(11) 精密診断法 木造住宅耐震診断基準書に定められた精密診断法をいう。

(12) 木造住宅耐震診断 木造住宅を一般診断法又は精密診断法により耐震診断することをいう。

(13) 予備診断 マンション耐震診断士が、次に掲げる調査、確認及び検討を行い、本診断に要する費用を見積ることをいう。

ア 建物の概要、構造形式・形状及び敷地の調査

イ 関係図書の有無の確認

ウ 建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査

エ 建物の外観調査

オ 本診断に係る指針等の適用の可否の検討

カ 本診断の必要性の検討

キ 本診断の実施方法の検討

(14) 本診断 マンション耐震診断士が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第1

84号)別添第1の2から3及び建物の構造別に定める次の指針等に基づいて行う耐震診断をいう。

ア 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」

イ 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

(15) 木造住宅耐震診断士 この要綱及び補助要綱に基づき、木造住宅の耐震診断を行う建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。)で、第12条第1項の規定による登録を受けた千葉市木造住宅耐震診断士をいう。

(16) マンション耐震診断士 この要綱及び補助要綱に基づき、マンションの耐震診断を行う一級建築士(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。)又は二級建築士(同法第2条第3項に規定する二級建築士をいう。以下同じ。)で、第20条第1項の規定による登録を受けた千葉市マンション耐震診断士をいう。

(17) 木造耐震講習会修了証 千葉市が開催した木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者に対し交付した修了証(様式第2号)をいう。

第2章 耐震診断の方法等

(木造住宅の耐震診断)

第3条 木造住宅の耐震診断は、一般診断法により行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、精密診断法によることができる。

(1) 仕上げ材等を剥がし又は壊すことなく精密診断法に必要な建物の軸組、壁及び接合部等の仕様を容易に確認できる場合

(2) 補助事業者が、精密診断法による耐震診断を希望する場合

2 木造住宅耐震診断士は、耐震診断に必要なデータを、現地調査又は地質図若しくは設計図、施工図、施工記録等により正確に確認し、現地調査の結果を写真に記録しなければならない。

3 耐震診断においてソフトウェアを使用する場合、当該ソフトウェアは、一般財団法人日本建築防災協会の評価を受けたものでなければならない。

(マンションの耐震診断)

第4条 マンションの耐震診断は、予備診断を実施し、その結果、本診断が必要であるとマンション耐震診断士が認めた場合、本診断を行うものとする。

2 マンション耐震診断士は、耐震診断に必要なデータを、現地調査又は地質図若しくは設計図、施工図、施工記録等により正確に確認し、現地調査の結果を写真に記録しなければならない。

3 耐震診断においてソフトウェアを使用する場合、当該ソフトウェアは、一般財団法人日本建築防災協会の評価を受けたものを基本とする。

第3章 耐震診断士の登録等

第1節 木造住宅耐震診断講習会

第5条～第8条 削除

第2節 木造住宅耐震診断士

(木造住宅耐震診断士)

第9条 この要綱及び補助金交付要綱に基づき木造住宅の耐震診断を行う者は、第12条第1項の規定により木造住宅耐震診断士として、市長の登録を受けなければならない。

(登録申請の資格)

第10条 木造住宅耐震診断士の登録の申請は、次の各号のすべてに該当する者が行うことができる。

- (1) 一級建築士、二級建築又は木造建築士の資格を有する者
- (2) 本市に存する建築士事務所（建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）に勤務する者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 木造耐震講習会修了証の交付を受けた者

イ 建築士法第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等のものであると市長が認める講習会の課程を修了した者

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了した者又は木造耐震診断資格者講習と同等以上の内容を有するとして同条第2号の規定により国土交通大臣が定める者

(木造住宅耐震診断士の登録の申請)

第11条 木造住宅耐震診断士の登録を希望する者は、市長が指定する期間内に、千葉市耐震診断士名簿登録申請書（様式第3号。以下この節において「登録申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 木造耐震講習会修了証の写し又は前条第3号イ若しくはウに規定する講習会の過程を修了したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(木造住宅耐震診断士の登録)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、同条各号に掲げる書類を確認し、当該申請者が木造住宅耐震診断士として適当であると認めたときは、当該申請者を千葉市木造住宅耐震診断士名簿（様式第4号。以下「木造住宅耐震診断士名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該木造住宅耐震診断士に対し、千葉市木造住宅耐震診断士登録証（様式第5号。以下「木造住宅耐震診断士登録証」という。）を交付するものとする。

- 3 木造住宅耐震診断士は、補助対象住宅の耐震診断を行う場合、木造住宅耐震診断士登録証を携帯し、補助事業者に提示するものとする。
- 4 登録の有効期限は、登録日（更新した場合は更新日）から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。
- 5 有効期限の過ぎた木造住宅耐震診断士登録証は、速やかに市長に返還しなければならない。

（名簿の更新）

第13条 市長は、木造住宅耐震診断士名簿を、毎年度更新するものとする。

2 木造住宅耐震診断士の登録の更新を希望する者は、市長が指定する期間内に、千葉市耐震診断士名簿登録更新申請書（様式第6号。以下「更新申請書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、内容を確認し、適当と認めたときは、当該申請者を、木造住宅耐震診断士名簿に登録するものとする。

（変更の届出）

第14条 木造住宅耐震診断士として登録を受けた者は、木造住宅耐震診断士名簿の記載事項（最新の耐震診断講習会受講日を除く。）に変更が生じたとき、千葉市耐震診断士名簿変更届出書（様式第7号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（木造住宅耐震診断士の業務等）

第15条 木造住宅耐震診断士は、補助対象住宅の耐震診断を、この要綱及び建築士法その他関係法令に基づいて誠実に行わなければならない。

- 2 木造住宅耐震診断士は、補助対象住宅の耐震診断を行ったとき、木造住宅耐震診断基準書に基づき耐震診断報告書を作成し、これを補助事業者に提出し、その内容を説明しなければならない。
- 3 木造住宅耐震診断士は、前項に規定する説明を行った後に、耐震診断報告書に誤りが発見されたとき、これを訂正し、再度、補助事業者に提出し、訂正した内容を説明しなければならない。
- 4 木造住宅耐震診断士は、補助事業者に対し、耐震改修に係る設計等の勧誘をしてはならない。
- 5 木造住宅耐震診断士は、市民に対し、重要な情報を告げない若しくは誤解を招くような情報を提供する又は補助事業の内容を偽る等の不当な行為によって、耐震診断又は耐震改修に係る設計等の勧誘をしてはならない。
- 6 木造住宅耐震診断士は、耐震診断の実施により知り得た補助事業者及び補助対象住宅の情報を、本補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 木造住宅耐震診断士は、耐震診断について必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

（木造住宅耐震診断士の登録の抹消）

第16条 市長は、木造住宅耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該木造住宅耐震診断士の登録を抹消することができる。

- (1) 登録の辞退の申し出があったとき。
- (2) 死亡したとき。

- (3) 偽りその他不正な手段により第12条第1項の規定による登録を受けたとき。
 - (4) 補助事業者からの見積り依頼において、耐震診断に係る契約の確約又は耐震改修の設計若しくは工事に係る契約の確約をしなければ当該見積り依頼に応じない等の不当な条件を付けたとき。
 - (5) 前条第1項から第6項までの規定に違反する行為その他木造住宅耐震診断士の業務に関して著しく不当な行為をしたと認められるとき。
 - (6) 第10条第1号及び第2号の規定に該当しなくなったとき。
- 2 木造住宅耐震診断士は、前項第1号及び第6号に該当するときは、木造住宅耐震診断士登録証を添えて、千葉市耐震診断士名簿登録辞退届出書（様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、木造住宅耐震診断士の登録を抹消したとき（前項第3号から第5号に規定する場合に限る。）は、千葉市木造住宅耐震診断士登録抹消通知書（様式第9号）により、当該抹消に係る木造住宅耐震診断士に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、速やかに木造住宅耐震診断士登録証を市長に返還しなければならない。

第3節 マンション耐震診断士

（マンション耐震診断士）

第17条 この要綱及び補助要綱に基づきマンションの耐震診断を行う者は、第20条第1項の規定によりマンション耐震診断士として、市長の登録を受けなければならない。

（登録申請の資格）

第18条 マンション耐震診断士登録の申請は、次の各号のすべてに該当する者が行うことができる。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者
- (2) 本市に存する建築士事務所に勤務する者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 建築士法第22条第2項の規定により都道府県知事が行う鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造に係る耐震診断講習会又はこれと同等のものであると市長が認める講習会の課程を修了した者

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項1号に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造に係る登録資格者講習を修了した者又は鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造に係る登録資格者講習と同等以上の内容を有するとして同条第2号の規定により国土交通大臣が定める者

（マンション耐震診断士登録の申請）

第19条 マンション耐震診断士の登録を希望する者は、市長が指定する期間内に、千葉市耐震診断士名簿登録申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 建築士免許証の写し

- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 前条第3号に規定するいずれかの講習会の課程を修了したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(マンション耐震診断士の登録)

第20条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条各号に掲げる書類を確認し、当該申請者がマンション耐震診断士として適当であると認めるときは、当該申請者を当該年度の千葉県マンション耐震診断士名簿（様式第10号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該マンション耐震診断士に対し、千葉県マンション耐震診断士登録証（様式第11号。以下、「マンション耐震診断士登録証」という。）を交付するものとする。

3 マンション耐震診断士は、補助対象住宅の耐震診断を行う場合、マンション耐震診断士登録証を携帯し、補助事業者に提示するものとする。

4 登録の有効期限は、登録日（更新した場合は更新日）から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

5 有効期限の過ぎたマンション耐震診断士登録証は、速やかに市長に返還しなければならない。

(マンション耐震診断士の業務等)

第21条 マンション耐震診断士は、補助対象住宅の耐震診断を、この要綱並びに建築士法その他関係法令に基づいて誠実に行わなければならない。

2 マンション耐震診断士は、補助対象住宅の耐震診断を行ったとき、次に掲げる書類を作成し、これを当該マンションの管理組合の代表者（以下「理事長」という。）に提出し、その内容を説明しなければならない。

(1) 予備診断

ア この要綱第2条第13号に規定する調査、確認及び検討の結果をまとめた予備診断結果報告書

イ 本診断に要する費用に係る見積書

(2) 本診断

ア 本診断結果報告書

イ 本診断結果報告書の内容を要約した概要版

3 マンション耐震診断士は、前項に規定する説明を行った後に、その報告書等に誤りが発見されたとき、これを訂正し、再度、理事長に提出し、訂正した内容を説明しなければならない。

4 マンション耐震診断士は、理事長から、耐震診断の結果について、当該マンションの区分所有者に説明する集会に出席を求められた場合、この求めに応じなければならない。

5 マンション耐震診断士は、理事長又は当該マンションの区分所有者に対し、耐震改修に係る設計等の勧誘をしてはならない。

6 マンション耐震診断士は、市民に対し、重要な情報を告げない若しくは誤解を招くような情報を提供する又は補助事業の内容を偽る等の不当な行為によって、耐震診断又は耐震改修に係る設計等の勧誘をしてはならない。

7 マンション耐震診断士は、耐震診断の実施により知り得た補助事業者、区分所有者及び補助対象住宅の情報を、本補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

8 マンション耐震診断士は、耐震診断について必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

(木造住宅耐震診断士に関する規定の準用)

第22条 第13条、第14条及び第16条の規定は、マンション耐震診断士の登録の更新、変更の届出及び登録の抹消について準用する。この場合において、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第16条第1項第3号	第12条第1項	第20条第1項
第16条第1項第5号	第15条第1項から第6項	第21条第1項から第7項
第16条第1項第6号	第10条第1号及び第2号	第18条第1号及び第2号
第16条第2項	木造住宅耐震診断士登録証	マンション耐震診断士登録証
第16条第3項	千葉県木造住宅耐震診断士登録抹消通知書(様式第9号)	千葉県マンション耐震診断士登録抹消通知書(様式第12号)
第16条第4項	木造住宅耐震診断士登録証	マンション耐震診断士登録証

第4章 耐震診断費の補助

(耐震診断費補助金の交付)

第23条 市長は、補助事業者が耐震診断を行う場合、予算の範囲内において、当該耐震診断に要する費用の一部を補助することができる。

2 補助金の交付に係る手続き及び様式その他必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(意識の啓発のための措置)

第24条 市長は、広報活動等を通じて、住宅の耐震診断及び耐震改修の促進並びに地震に対する住宅の安全性に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、住宅の耐震診断に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 木造住宅耐震診断士及びマンション耐震診断士の登録及び更新等に関する次に掲げる条項は、平成19年1月1日から施行する。

(1) 第10条から第13条

(2) 第16条

(3) 第18条から第20条

(4) 第22条

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 木造住宅耐震診断士及びマンション耐震診断士の登録に関する次に掲げる条項は、平成20年1月1日から施行する。

(1) 第11条、第12条

(2) 第19条、第20条

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。